

平成26年度当初予算 予算要求シート

整理番号	14 - 030	マスタープラン 3つの挑戦	子育て	マスタープラン 施策番号	3 - 1	局・課名	子ども青少年局 子ども育成課
区分	その他一般施策						(単位 千円)

事業名	特定不妊治療費助成事業		平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度要求額																								
事業費			130,639	115,007	120,707																								
関連事業	不妊症・不育症支援事業	事業期間	H ~ H	全体事業費																									
事業目的	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>医療保険が適用されず、高額な治療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減し、さらには少子化対策へ資する。</p> </div> <div style="width: 50%; background-color: #ffff00; padding: 2px;"> 今年度要求のポイント <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の平成26年度予算概算要求に基づき、国の制度に準じた見直しを行う。 ・ 医学的知見を踏まえ、年齢制限を設ける等の見直しが行われる予定。 ・ 適切な移行措置が設けられる予定。 </div> </div>																												
事業内容	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>法律上の夫婦に対して、特定不妊治療（体外受精、顕微授精による不妊治療）にかかった費用の一部助成を下記のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成上限額：1回の治療につき15万円まで（ただし、以前に凍結した胚による胚移植を実施する治療法及び採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止した治療法は7万5千円まで） ・ 1年度あたり助成回数：2回まで（初めて助成を受ける年度に限り3回まで） ・ 助成期間：通算10回を超えない範囲で通算5年度まで ・ 所得制限：夫婦合算した前年の所得が730万円未満 </div> <div style="width: 50%; background-color: #ffff00; padding: 2px;"> 主な要求内容 (単位：千円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 10%;">25年度予算</th> <th style="width: 10%;">26年度要求額</th> <th style="width: 50%;">内容・積算等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定不妊治療費助成金(扶助費)</td> <td style="text-align: center;">114,750</td> <td style="text-align: center;">120,450</td> <td>15万円×629件+7.5万円×348件</td> </tr> <tr> <td>指定医療機関実地調査医師報酬</td> <td style="text-align: center;">56</td> <td style="text-align: center;">56</td> <td>28千円×2回</td> </tr> <tr> <td>助成決定通知書等郵送(役務費)</td> <td style="text-align: center;">109</td> <td style="text-align: center;">109</td> <td>@82×1,337件(申請者977件 照会360件)</td> </tr> <tr> <td>申請案内等(需用費)</td> <td style="text-align: center;">92</td> <td style="text-align: center;">92</td> <td>申請案内、決定通知送付用ラベル等</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">115,007</td> <td style="text-align: center;">120,707</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>					項目	25年度予算	26年度要求額	内容・積算等	特定不妊治療費助成金(扶助費)	114,750	120,450	15万円×629件+7.5万円×348件	指定医療機関実地調査医師報酬	56	56	28千円×2回	助成決定通知書等郵送(役務費)	109	109	@82×1,337件(申請者977件 照会360件)	申請案内等(需用費)	92	92	申請案内、決定通知送付用ラベル等	合計	115,007	120,707	
項目	25年度予算	26年度要求額	内容・積算等																										
特定不妊治療費助成金(扶助費)	114,750	120,450	15万円×629件+7.5万円×348件																										
指定医療機関実地調査医師報酬	56	56	28千円×2回																										
助成決定通知書等郵送(役務費)	109	109	@82×1,337件(申請者977件 照会360件)																										
申請案内等(需用費)	92	92	申請案内、決定通知送付用ラベル等																										
合計	115,007	120,707																											
スケジュール（経過及び今後展開）	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; background-color: #ffff00; padding: 2px;"> 【経過（～25年度）】 16年度 国の補助事業により事業開始、18年度 助成期間拡充、19年度 所得制限緩和・助成上限額拡充、21年度 助成上限額拡充、23年度 初年度の助成回数を変更、25年度 一部の治療法について助成上限額を7万5千円に引き下げ </div> <div style="width: 30%; background-color: #ffff00; padding: 2px;"> 【26年度】 初助成時の年齢に応じて助成上限回数を変更予定 </div> <div style="width: 30%; background-color: #ffff00; padding: 2px;"> 【今後(27年度～)】 平成28年度 国制度に基づき、43歳未満を助成対象とする予定 </div> </div>				その他 特記事項 少子化対策の一環として、保険適用も含め、国を挙げて不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減する政策を実施するよう、引き続き国へ要望。																								